

兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	12
訓 令	
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	13
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	32
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	37
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部改正（会計課）	39
○ 平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（同）	39
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部改正（同）	39
○ 会計管理者の権限に属する事務の一部委任の特例（同）	39
企業庁告示	
○ 昭和44年兵庫県企業局告示第3号（地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定）の一部改正	40

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第27号）

平成29年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部（第2章第1節関係）

(7) 企画県民部に知事室、ビジョン局、地域創生局、県民生活局、女性青少年局、科学情報局及び政策調整局を設置する。

(4) 企画県民部地域創生局地域創生課に県政150周年記念事業室を設置する。

(7) 企画県民部地域振興課及び特区推進課を同部地域創生局地域振興課に統合し、同課に地域遺産室及び地域交流室を設置する。

(4) 課、室及び班の再編その他規定の整備を行う。

イ 健康福祉部（第2章第2節関係）

(7) 健康福祉部子ども局及び高齢社会局を統合し、少子高齢局を設置する。

(4) 健康福祉部社会福祉局社会福祉課に法人指導室を設置する。

(7) 班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 農政環境部（第2章第4節関係）

班の再編その他規定の整備を行う。

エ 県土整備部（第2章第5節関係）

(7) 県土整備部土木局道路企画課高速道路室を高速道路推進室に再編する。

(4) 班の再編その他規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正（第3章関係）

ア 国民健康保険運営協議会を設置する。

イ その他規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正（第4章関係）

ア 東播磨県民局加古川土木事務所明石鉄道高架対策室を同事務所明石街づくり対策室に再編する。

イ 県立森林大学校を設置する。

ウ 課の再編その他規定の整備を行う。

(4) 職制の改正（第6章関係）

ア 本庁の組織の長として設置する職に知事室長を追加する。

イ 本庁の組織に設置することがある職に福祉部長等を追加するとともに、福祉監等を廃止する。

ウ 県民センターに副センター長を設置する。

エ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に神戸魅力づくり参事等を追加するとともに、水利整備参事を廃止する。

オ その他規定の整備を行う。

(5) 臨時に置く組織及び職の改正（附則関係）

規定の整備を行う。

(6) 職務の特例（附則関係）

健康福祉部長及び福祉部長の職務の特例を定める。

(7) その他

規定の整備を行う。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正

病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

●財務規則の一部を改正する規則（規則第28号）

行政組織規則の一部改正に伴い、かいの出納員に充てられる職について所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第27号

行政組織規則等の一部を改正する規則

（行政組織規則の一部改正）

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第9節 県立大学附属高等学校（第105条・第106条）

第9節の2 県立大学附属中学校（第107条―第115条）」

を

「第9節 削除」

に、

「第44節 家畜保健衛生所（第232条―第234条）」

を

「第44節 家畜保健衛生所（第232条―第234条）

第44節の2 県立森林大学校（第234条の2―第234条の4）」

に改める。

第5条の2第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「掲げる」の右に「知事室、」を加え、同項の表局名の款中「局名」を「局名等」に改め、同款の次に次のように加える。

知事室	秘書課	秘書班 総務班
-----	-----	---------

	広報課	企画調整班 報道班 地域広報班
	芸術文化課	企画運営班 事業調整班
ビジョン局	ビジョン課	ビジョン班 政策分析班
	水エネルギー課	エネルギー対策班 水資源班
	統計課	普及調整班 政策統計班 人口統計班 経済統計班 生活統計班
地域創生局	地域創生課	
	地域振興課	地域活性化班
県民生活局	県民生活課	参画協働・ボランティア活動支援班 ふるさと交流班 生涯学習班
	消費生活課	消費政策班
	地域安全課	地域安全対策班
女性青少年局	男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
	青少年課	青少年育成班 青少年指導班
科学情報局	科学振興課	科学政策班
	情報企画課	情報管理班 高度情報化班
政策調整局	政策調整課	政策班 調整班
	広域調整課	地方分権班

第5条の2第2項を同条第1項とし、同条第3項の表広報課の款の次に次のように加える。

地域創生課	県政150周年記念事業室	記念事業班
地域振興課	地域遺産室	地域遺産班
	地域交流室	地域再生班

第5条の2第3項の表災害対策課の款を削り、同項を同条第2項とする。

第19条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第1号中「防災企画課及び道路保全課」を「他課室」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく指定地方公共機関の指定及び感染防止のための協力要請に関すること。

第19条第1項中第12号を第16号とし、第11号の次に次の4号を加える。

(12) 防災情報の収集及び伝達に関する企画及び調整に関すること。

(13) 防災行政無線に関すること。

(14) 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理及び運営に関すること。

(15) 衛星通信ネットワークの管理及び運営に関すること。

第19条第2項を削る。

第20条の2第7号を次のように改める。

(7) 石油コンビナート等災害防止法に基づく高圧ガスに関すること。

第2章第1節中第5款を第12款とする。

第17条第1項第3号を次のように改める。

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災会議、災害時における職員の派遣の要請等及び防災計画に関すること。

第18条第3号を次のように改める。

(3) ひょうご防災減災推進条例（平成17年兵庫県条例第42号）に基づくひょうご安全の日に関する事
第2章第1節中第4款を第11款とする。

第16条第4号を削る。

第2章第1節中第3款を第10款とする。

第11条第32号を次のように改める。

(32) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく市町が設立する土地開発公社に關
すること。

第2章第1節中第2款を第9款とする。

第5条の2の次に次の款名を付する。

第2款 知事室

第5条の5の次に次の款名を付する。

第3款 ビジョン局

第5条の6の次に次の1条を加える。

（水エネルギー課の事務）

第5条の6の2 水エネルギー課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 水需給計画の策定及び調整並びに水利用の合理化に関する事。
- (2) エネルギーの需給計画の策定及び調整並びにエネルギー利用の合理化に関する事。
- (3) 電力需給対策及び電力施設の整備に関する事。
- (4) 新エネルギーの導入促進に係る総合調整に関する事。

第5条の7の次に次の款名を付する。

第4款 地域創生局

第5条の7の2中「においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 県政150周年記念事業室においては、県政150周年記念事業に関する企画及び総合調整に関する事務をつ
かさどる。

第5条の7の3を次のように改める。

（地域振興課の事務）

第5条の7の3 地域振興課においては、次項及び第3項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさど
る。

- (1) 地域振興の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 地域間の交流及び連携に関する事。
- (3) 県有地の活用方策の調整に関する事。
- (4) 地方拠点都市地域の整備に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。)
- (5) 低開発地域の工業の開発に関する事。
- (6) 総合保養地域の整備の総合的推進に関する事。
- (7) 国家戦略特別区域、総合特別区域、構造改革特別区域その他地域振興のための区域に関する企画及び
総合調整に関する事。
- (8) あわじ環境未来島構想の推進に関する事。
- (9) 一般財団法人淡路島くうみ協会に関する事。

2 地域遺産室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域資源の活用促進に関する企画及び総合調整に関する事。
- (2) コウノトリ野生復帰事業の総合調整に関する事。

3 地域交流室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域再生大作戦の総合調整に関する事。
- (2) 過疎地域の自立促進に関する事。
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関する事。
- (4) 離島振興対策に関する事。

第5条の7の4を削る。

第5条の8の前に次の款名を付する。

第5款 県民生活局

第5条の9の次に次の款名を付する。

第6款 女性青少年局

第5条の9の3第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づく学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童厚生施設に関すること。

第5条の9の3の次に次の款名を付する。

第7款 科学情報局

第6条の次に次の款名を付する。

第8款 政策調整局

第6条の4を削る。

第21条第1項の表社会福祉局の款社会福祉課の項中「福祉企画班 福祉基盤推進班」を「福祉企画班」に改め、同表高齢社会局の款中「高齢社会局」を「少子高齢局」に改め、同表高齢対策課の項中「地域包括ケア推進班」を「地域包括ケア推進班 認知症対策班」に改め、同表に次のように加える。

こども政策課	こども企画班 こども育成班
児童課	児童福祉班 家庭福祉班

第21条第1項の表障害福祉局の款障害者支援課の項中「ユニバーサル・社会参加支援班」を「社会参加支援班」に改め、同表こども局の款を削り、同表第2項の表社会福祉課の款中

「

情報事務センター	統計・補助金班
----------	---------

」

を

「

法人指導室	法人監査指導班
情報事務センター	統計・補助金班

」

に改める。

第22条第1項中「、次項」の右に「及び第3項」を加え、同項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第26号までを1号ずつ繰り上げ、同項第27号中「地域福祉及び社会福祉法人等」を「地域福祉等」に改め、同号を同項第26号とし、同項第28号中「及び次項各号」を「、次項各号及び第3項各号」に改め、同号を同項第27号とし、同表第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法人指導室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会福祉法人の指導及び監査に関すること。
- (2) 社会福祉施設の指導及び監査に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第23条第17号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第25条第9号中「国民健康保険審査会」の右に「、国民健康保険運営協議会」を加える。

「第3款 高齢社会局」を「第3款 少子高齢局」に改める。

第26条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 認知症対策の推進に関すること。

第2章第2節第3款中第27条の次に次の2条を加える。

（こども政策課の事務）

第27条の2 こども政策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少子対策及び子育て支援に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 少子対策及び子育て支援に係る計画に関すること。
- (3) 少子対策、子育て支援及び児童福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保

育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業並びに保育所及び保育士に関すること。

- (5) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること。
- (6) 認定こども園に関すること。
- (7) 幼児教育事業に関すること。
- (8) 子ども・子育て会議に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、少子対策及び子育て支援に関すること。

（児童課の事務）

第27条の3 児童課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 児童及び家庭の福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 児童福祉法の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
- (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）による要保護女子の保護更生に関すること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の施行に関すること。
- (6) 児童文化に関すること。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の施行に関すること。
- (8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の施行に関すること。
- (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の施行に関すること（障害福祉課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の施行に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (11) 児童相談所、県立清水が丘学園、県立明石学園及び女性家庭センターに関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、児童及び家庭の福祉に関すること。

第28条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 児童福祉法に基づく身体に障害がある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育の指導並びに結核児童の療育の給付に関すること。

第28条第1項第8号を次のように改める。

- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関すること。

第29条第5号から第10号までを次のように改める。

- (5) 障害者基本法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (6) 障害者総合支援法に基づく療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び施設入所支援並びに障害者の社会参加の推進に関すること。
- (7) 身体障害者福祉法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (8) 知的障害者福祉法に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。
- (9) 児童福祉法に基づく障害児施設及び障害者の社会参加の推進に関すること。
- (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく障害者の社会参加の推進に関すること。

第2章第2節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第30条から第33条まで 削除

第34条第21号を次のように改める。

- (21) 災害救助法に基づく医療救護及び救急医療に関すること。

第35条第3号を次のように改める。

- (3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づく救済給付の認定申請に関すること。

第35条第5号を次のように改める。

- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画の作成又は変更及び医療体制に関すること。

第36条第12号を次のように改める。

- (12) 食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく保健に関すること。

第37条の2第17号を次のように改める。

(17) 食品表示法に基づく食品衛生に関すること。

第37条の2第26号中「動物愛護週間に関する」を「鳥獣対策課の所掌に属する」に改める。

第40条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第42条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第43条第1項第21号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「経営革新に関するものに限る」を「新産業課の所掌に属するものを除く」に改め、同項中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

(2) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の施行に関すること。

第44条の2第1項第5号を次のように改める。

(5) 中小企業等経営強化法に基づく創業及び新事業の展開に関すること。

第44条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）の施行に関すること。

第47条第1項の表農林水産局の款林務課の項中「木材利用班 森林大学校開設班」を「木材利用班」に改める。

第48条の2第1項第6号を次のように改める。

(6) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）に基づく集落農業振興地域整備計画に関すること。

第48条の2第2項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）に基づく中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施の推進に関すること。

(7) 食育基本法に基づく農林水産業に関すること。

第48条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく生産調整方針に関する助言及び指導に関すること。

第48条の4第13号を次のように改める。

(13) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づく勧告及び命令並びに報告及び立入検査に関すること。

第49条第1項第4号を次のように改める。

(4) 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）に基づく農業協同組合及び農業協同組合連合会に関すること。

第49条第1項第8号を次のように改める。

(8) 農住組合法（昭和55年法律第86号）に基づく農業協同組合の指導に関すること。

第50条第5号を次のように改める。

(5) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施の推進に関すること。

第53条第8号を次のように改める。

(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品等に関すること。

第54条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「県立農林水産技術センター森林林業技術センター」の右に「及び県立森林大学校」を加え、同条を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

第56条第1項第15号を次のように改める。

(15) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく鳥獣以外の生物による水産業への被害の防止に関すること。

第56条の2に次の1号を加える。

(7) 災害対策基本法に基づく漁港管理者が管理する道路に係る災害時における車両の移動等に関すること。

第56条の4の2第4号を次のように改める。

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物愛護週間に関すること。

第56条の6第1項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）の施行に関すること。

第56条の8第6号を次のように改める。

- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく再資源化等の実施に関すること。

第57条第2項の表道路企画課の款高速道路室の項中「高速道路室」を「高速道路推進室」に、「高速道路班」を「事業推進班 計画推進班」に改める。

第58条第2項第3号及び第4号を次のように改める。

- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業者の登録に関すること。
(4) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく建設業者に関すること。

第58条の6第2項中「高速道路室」を「高速道路推進室」に改める。

第59条の2第6号を次のように改める。

- (6) 災害対策基本法に基づく災害時における車両の移動等に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第60条第5号を次のように改める。

- (5) 砂利採取法に基づく採取計画の認可等に関すること。

第62条第5号を次のように改める。

- (5) 採石法に基づく採取計画の認可等に関すること。

第63条の2に次の1号を加える。

- (9) 災害対策基本法に基づく港湾管理者が管理する道路に係る災害時における車両の移動等に関すること。

第63条の3第2項第9号を次のように改める。

- (9) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく宅地建物取引業者に関すること。

第65条第3号を次のように改める。

- (3) 都市計画法に基づく風致地区に関すること。

第65条第6号を次のように改める。

- (6) 市民農園整備促進法に基づく市街化区域に関すること。

第65条の4第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公営住宅法に基づく公営住宅の管理に関すること。
(2) 住宅地区改良法に基づく県営住宅の管理に関すること。

第65条の5中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第65条の5第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 浄化槽法に基づく浄化槽の構造に関すること。

第65条の5中第11号を削り、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 都市計画法に基づく開発許可制度に関すること。

第65条の5中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (16) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく市街化調整区域における開発行為等に関すること。

第65条の5中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、第22号の前に次の1号を加える。

- (21) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）の施行に関すること。

第70条第1項中「又は課（）」を「（知事室を含む。以下この項において同じ。）又は課（）」に改める。

第71条の表長期ビジョン審議会の項中「企画県民部ビジョン課」を「企画県民部ビジョン局ビジョン課」に改め、同表統計委員会の項中「企画県民部統計課」を「企画県民部ビジョン局統計課」に改め、同表県民生活審議会の項中「企画県民部県民生活課」を「企画県民部県民生活局県民生活課」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「企画県民部地域安全課」を「企画県民部県民生活局地域安全課」に改め、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部地域安全課交通安全室」を「企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室」に改め、同表男女共同参画審議会の項中「企画県民部男女家庭課」を「企画県民部女性青少年局男女家庭課」に改め、同表青少年愛護審議会の項中「企画県民部青少年課」を「企画県民部女性青少年局青少年課」に改め、同表科学技術会議の項中「企画県民部科学振興課」を「企画県民部科学情報局科学振興課」に改め、

同表国民健康保険審査会の項の次に次のように加える。

国民健康保険運営協議会	国民健康保険法による国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	健康福祉部社会福祉局医療保険課
-------------	--	-----------------

第71条の表介護保険審査会の項中「健康福祉部高齢社会局介護保険課」を「健康福祉部少子高齢局介護保険課」に改め、同項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	健康福祉部少子高齢局子ども政策課
認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による幼保連携型認定こども園の設置の認可等についての審議に関する事務	健康福祉部少子高齢局子ども政策課

第71条の表子ども・子育て会議の項及び認定こども園審議会の項を削る。

第75条の表阪神北県民局の款総務企画室の項中「総務防災課 地域振興課」を「総務防災課」に改め、同款県民交流室の項中「県民課」を「県民課 地域振興課」に改める。

第76条第1項第14号中「(第75条第2項の表に掲げる課を含む。)」を削り、同条第2項中「次の各号に掲げる県民局の総務企画室においては、当該各号に定める」を「阪神北県民局総務企画室、東播磨県民局総務企画室及び北播磨県民局総務企画室においては、第78条第1項第12号に掲げる」に改め、同項各号を削る。

第78条第1項中「にあつては第1号から第15号までに」を削り、「第1号から第11号まで及び第13号から第15号までに掲げる事務を「、第12号に掲げる事務を除く。」に改め、同項第25号中「及び猟銃等」を削り、同条第2項中「事務」の右に「(神戸県民センター県民交流室にあつては、同号に掲げる事務を除く。)」を加え、同条第3項第2号中「第76条第1項第7号及び第2項第1号イに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

ア 第76条第1項第7号に掲げる事務

イ 地下水の工業用水としての使用に係る規制に関すること。

第78条第3項第9号イ中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号ウ中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号ア中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号ア中「第4号」を「第5号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 阪神北県民局県民交流室 前号イに掲げる事務

第83条の表神戸県税事務所の項中「自動車取得税審査・自動車税納税証明課」を「自動車取得税審査・自動車税納税証明課 軽自動車取得税課」に改め、同表西神戸県税事務所の項中「自動車税課 軽自動車取得税課」を「自動車税課」に改める。

第86条の表加古川健康福祉事務所の項中「地域福祉課 生活福祉課」を「福祉課」に改める。

第87条の8の表丹波農林振興事務所の項中「森林課 復興事業課」を「森林課」に改める。

第87条の10第4項の表阪神農業改良普及センターの項及び北淡路農業改良普及センターの項中「地域課 経営課」を「地域・経営課」に改める。

第87条の16第1項の表宝塚土木事務所の項中「道路第2課 新名神関連道路整備課」を「道路第2課」に改め、同条第4項中「鉄道高架事業」を「街づくり事業」に、「明石鉄道高架対策室」を「明石街づくり対策室」に、「用地対策課及び高架整備課」を「明石事業課」に改める。

第4章第9節の2の節名を削る。

第4章第9節を次のように改める。

第9節 削除

第105条から第115条まで 削除

第209条第2項中「置き、同室に技術交流課を」を削る。

第227条第3項の表森林林業技術センターの項中「資源部 木材利用部」を「森林活用部 木材活用部」に

改め、同表水産技術センターの項中「資源部 増殖部」を「水産環境部 水産増殖部」に改める。

第231条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第231条の3中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広報に関すること。

第231条の8第2項中「資源部」を「森林活用部」に改め、同条第3項中「木材利用部」を「木材活用部」に改める。

第231条の9第2項中「資源部」を「水産環境部」に改め、同条第3項中「増殖部」を「水産増殖部」に改める。

第234条の表中「安全対策課 衛生課」を「衛生課」に改める。

第4章第44節の次に次の1節を加える。

第44節の2 県立森林大学校

(位置)

第234条の2 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例(平成28年兵庫県条例第24号)第1条の規定により設置された県立森林大学校の位置は、宍粟市一宮町である。

(所掌事務)

第234条の3 県立森林大学校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 林業の後継者を育成するための教育の企画及び実施に関すること。
- (2) 大学生の教務、指導及び規律に関すること。
- (3) 地域における林業の指導者等に対する研修の企画及び実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、森林に関わる人材を育成するための教育及び研修に関すること。

(内部組織)

第234条の4 県立森林大学校に、総務課、教務課及び研修課を置く。

第377条の表部長の項の次に次のように加える。

知事室長	知事室	知事室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----	--------------------------

第378条の表政策創生部長の項中「新たな兵庫の創出に向けた施策に関する事務を管理し、長期ビジョン、地域創生、男女共同参画及び青少年育成の推進並びに県民生活、科学技術及び情報技術の振興に関する事務」を「企画県民部ビジョン局、地域創生局、県民生活局、女性青少年局及び科学情報局の事務を管理し、当該事務」に改め、同項の次に次のように加える。

福祉部長		健康福祉部社会福祉局、少子高齢局及び障害福祉局の事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
------	--	--

第378条の表知事室長の項から政策調整局長の項まで、福祉監の項及び医監の項を削り、同表部参事(人権担当)の項中「部参事(人権担当)」を「人権参事」に改め、同表部参事(森林大学校開設担当)の項を削り、同表県土安全参事の項中「県土安全参事」を「計画参事」に、「事業の調整及び連携」を「中長期的な計画の策定」に改め、同表企画調整参事の項中「産業政策課及び県土企画局総務課」を「及び産業政策課」に改め、同表生涯学習参事の項、法人指導参事の項及び参事(保健大臣会合担当)の項を削り、同表参事(淡路プロジェクト担当)の項を次のように改める。

計画調整参事	都市政策課	市町の計画的なまちづくり、土地利用等に関する施策の総合調整に関する事務を処理する。
--------	-------	---

第378条の表保健指導専門員の項を削る。

第383条第3項中「置き、県民局長」を「、県民センターに副センター長を置き、それぞれ副局長は県民局長の職務を、副センター長は県民センター長」に改める。

第384条の表中

「

阪神交流参事	阪神南県民センター県
--------	------------

	民交流室
--	------

を

「

神戸魅力づくり参事	神戸県民センター県民交流室
阪神交流参事	阪神南県民センター県民交流室

に改め、同表水利整備参事の項を次のように改める。

健康参事	健康福祉事務所	地域における保健、医療及び生活衛生に関する企画及び調整に関する事務を処理する。
------	---------	---

第384条の表次長の項中「県民交流室」の右に「又は但馬長寿の郷」を加え、同表主任技術専門員又は技術専門員の項中「及び補償」を「、補償及び管理」に改める。

第385条の3第1項中「又は県民センター長」を「(県民センターにあっては、県民センター長。次項において同じ。)」に、「県民交流室長」を「副センター長」に改め、同条第2項中「、県民センター長」及び「又は県民センター長」を削る。

第386条第1項中「所長、」の右に「県立森林大学校及び」を加える。

第387条第1項の表副校長の項中「兵庫障害者職業能力開発校」の右に「、県立森林大学校」を加え、同表主任農業教育専門員又は農業教育専門員の項の次に次のように加える。

主任森林教育専門員又は森林教育専門員	県立森林大学校	森林に関する教育に関する事務を処理する。
--------------------	---------	----------------------

附則第2条第1項の表内部組織の項の次に次のように加える。

科学情報局	平成30年3月31日
地域創生課県政150周年記念事業室	平成31年3月31日

附則第2条第1項の表特区推進課の項を削り、同表総合治水課武庫川総合治水室の項中「平成29年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同表丹波土木事務所復興事業室の項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項の表福祉監の項、科学情報局長の項及び部参事(人権担当)の項を削り、同表県土安全参事の項を次のように改める。

計画参事	県土整備部	平成31年3月31日
------	-------	------------

附則第2条第2項の表参事(淡路プロジェクト担当)の項及びジオパーク参事の項を削り、同表に次のように加える。

神戸魅力づくり参事	神戸県民センター県民交流室	平成32年3月31日
-----------	---------------	------------

附則第3条の見出し中「企画県民部長」の右に「、健康福祉部長、福祉部長」を加え、同条第1項中「ビジョン課、統計課、地域創生課、地域振興課、特区推進課、県民生活課、消費生活課、地域安全課、男女家庭課、青少年課、科学振興課、情報企画課」を「ビジョン局、地域創生局、県民生活局、女性青少年局、科学情報局」に、「ビジョン課等」を「ビジョン局等」に改め、同条中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

2 健康福祉部長の職務に係る第377条の規定の適用については、同条の表部長の項中「部の事務」とあるのは「部の事務（社会福祉局に係る事務のうち第22条第1項第11号から第27号まで、第2項及び第3項並びに第23条から第25条までの事務並びに少子高齢局及び障害福祉局に係る事務を除く。）」と、「所属の職員」とあるのは「当該事務を処理する職員」とする。

3 福祉部長の職務に係る第378条の規定の適用については、同条の表福祉部長の項中「健康福祉部社会福祉局、」とあるのは、「健康福祉部社会福祉局に係る事務（第22条第1項第11号から第27号まで、第2項及び第3項並びに第23条から第25条までの事務に限る。）並びに」とする。

4 健康福祉部長及び福祉部長は、健康福祉部の事務のうち、地域における保健、医療及び福祉の連携、認知症対策並びに精神保健福祉に関する事務については、双方が協議の上管理するものとする。

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「小児救急医療センター長」を「小児救命救急センター長」に改め、「精神科救急医療センター長」の右に「、脳卒中センター長」を加え、「検査室長」を「検査・放射線室長」に改め、「県立がんセンター総長」の右に「、院長代行」を、「副院長」の右に「、副センター長」を加える。

(1) 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）第2条第3号

(2) 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）第2条第3号

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中行政組織規則第65条の5第22号の前に1号を加える改正規定 平成29年7月1日

(2) 第2条の規定（「副院長」の右に「、副センター」を加える部分に限る。） 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年兵庫県条例第18号）附則に規定する管理規程で定める日（文書管理規則の一部改正）

2 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号ア中「第75条第1項」を「第75条」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第7号中「（第5号イに掲げる組織にあっては、県民局長）」を削る。



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の部中

家畜保健衛生所	安全対策課長
県立農林水産技術総合センター	経理課長

を

県立農林水産技術総合センター	経理課長
家畜保健衛生所	衛生課長
県立森林大学校	総務課長

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第 1 号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第 1 条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「政策創生部長」の右に「、福祉部長」を加え、「、ビジョン局長、地域創生局長、県民生活局長、女性青少年局長、科学情報局長、政策調整局長」を削り、「室長」の右に「、企画官」を加え、同条第 3 号中「、福祉監」及び「(健康福祉部の局長を除く。)」を削る。

第 5 条第 2 項第 7 号中「(平成26年法律第68号)」の右に「その他の法令」を加え、「不服の申立て」を「不服申立て」に、「決定する」を「、諮問及び裁決等をする」に改め、同項第10号中「附属機関」を「この訓令で別に定めるもののほか、附属機関」に改める。

第 6 条第 2 項第 7 号中「、福祉監、医監」を削り、「又は局」の右に「(知事室を含む。以下同じ。)」を加える。

第 7 条第 2 項第 1 号中「知事室長、ビジョン局長、地域創生局長、県民生活局長、女性青少年局長、科学情報局長、政策調整局長及び」及び「(以下「知事室長等」という。)」を削り、同項第 4 号及び第 5 号中「知事室長等」を「観光監」に改め、同項第 6 号中「行政不服審査法」の右に「その他の法令」を加え、同号ウ中「不服の申立て」を「不服申立て」に、「決定する」を「、諮問及び裁決等をする」に改め、同項第 8 号中「こと」の右に「(不服申立てに係る事項を除く。)」を加える。

第 9 条第 2 項第33号中「の規定に基づき、」を「その他の法令の規定に基づき、諮問、裁決等その他の」に改める。

第13条及び第17条第 2 項中「福祉監又は」及び「(健康福祉部の局長を除く。)」を削る。

附則第 3 項の見出し中「政策創生部長」の右に「、福祉部長」を加え、同項中「政策創生部長」の右に「、福祉部長」を加え、「及び第12号」を「、第12号及び第13号」に改める。

別表第 1 企画県民部の部ビジョン課の項の次に次のように加える。

水エネ ルギー 課	<p>1 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法（昭和31年法律第146号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78</p>	水資源開発促進法第 4 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。	
-----------------	--	---	--

	号) 第4条第1項又は第9項の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。	
--	--	--

別表第1企画県民部の部県民生活課の項局長専決事項の欄7中「仮認定」を「特例認定」に改め、同欄8中「仮認定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同欄9中「仮認定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同部消費生活課の項局長専決事項の欄中14を削り、15を14とし、16から20までを15から19までとし、19の次に次のように加える。

20 消費生活条例第26条第2項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。

別表第1企画県民部の部消費生活課の項局長専決事項の欄21中「第28条第4号」を「第29条第4号」に改め、同部水エネルギー課の項を削り、同部人事課の項知事決裁事項の欄18を削り、同項局長専決事項の欄21中「第3条第2項」を「第3条第5項」に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項知事決裁事項の欄1中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同項局長専決事項の欄5中「第49条第2項」を「第50条第3項又は第54条の6第2項」に、「合併」を「吸収合併又は新設合併」に改め、同欄6中「第56条第2項」を「第56条第4項から第6項まで」に改め、「旨を」の右に「勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を」を加え、同欄7中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同欄19中「第39条第1項第1号から第3号まで」を「第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号」に改め、同部介護保険課の項の次に次のように加える。

こども政策課	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の規定に基づき、都道府県行動計画を定めること。	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法第18条の6第1号の規定に基づき、保育士を養成する学校その他の施設を指定すること。 2 児童福祉法第18条の8第2項の規定に基づき、保育士試験を行うこと。 3 児童福祉法第34条の14第4項の規定に基づき、一時預かり事業の制限又は停止を命ずること。 4 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、保育所の設置を認可すること。 5 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、保育所の廃止又は休止を承認すること。 6 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、保育所の事業の停止を命ずること。 7 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、保育所の設置の認可を取り消すこと。 8 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（同法第39条に規定する業務を目的とする施
--------	---	--

			<p>設に限る。9において同じ。)の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。</p> <p>9 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>10 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第5条第6項の規定に基づき、指定保育士養成施設の指定を取り消すこと。</p> <p>11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項又は第3項の規定に基づき、認定子ども園の認定をすること。</p> <p>12 認定こども園法第7条第1項の規定に基づき、認定こども園の認定の取消しをすること。</p> <p>13 認定こども園法第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可をすること。</p> <p>14 認定こども園法第21条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>15 認定こども園法第22条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p>
<p>児童課</p>			<p>1 児童福祉法第13条第3項第1号の規定に基づき、施設又は講習会を指定すること。</p> <p>2 児童福祉法第34条の6の規定に基づき、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止を命ずること。</p> <p>3 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設</p>

(他課室の所掌に属するものを除く。3、5及び6において同じ。)の設置を認可すること。

4 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。

5 児童福祉法第46条第3項の規定に基づき、児童福祉施設(児童自立支援施設、児童心理治療施設及び助産施設に限る。)の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は命ずること。

6 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。

7 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。

8 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設(他課室の所掌に属するものを除く。9において同じ。)の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。

9 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること。

10 児童福祉法施行令第3条の2第10項の規定に基づき、施設又は講習会の指定を取り消すこと。

11 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第23条の規定に基づき、母子家庭日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。

12 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第23条の規定に基づき、父子家庭日常生活支援事業の制限又は停止を命ずること。

- 41 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「経営承継円滑化法施行規則」という。）第9条第1項から第3項までの規定に基づき、事業活動の継続に支障が生じていることの認定を取り消すこと。
- 42 経営承継円滑化法施行規則第12条第14項の規定に基づき、同項に規定する報告に係る内容を確認すること。
- 43 経営承継円滑化法施行規則第13条第1項の規定に基づき、経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認をすること。
- 44 経営承継円滑化法施行規則第13条第4項の規定に基づき、経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認を取り消すこと。
- 45 経営承継円滑化法施行規則第16条第1項の規定に基づき、経営承継円滑化法による指導又は助言に関する中小企業者の要件に係る確認をすること。
- 46 経営承継円滑化法施行規則第17条第1項の規定に基づき、特定後継者又は特定後継者となることが見込まれる者の変更に係る確認をすること。
- 47 経営承継円滑化法施行規則第17条第2項の規定に基づき、特定後継者による事業用資産等の取得に関する計画の変更に係る確認をすること。
- 48 経営承継円滑化法施行規則第18条第1項の規定に基づき、経営承継円滑化法による指導又は助言に関する中小企業者の要件に係る確認を取り消すこと。
- 別表第1 農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄32中「兵庫県農業会議」を「農業委員会又は市町長」に改め、同欄39中「第1条」を「第1条第1項」に改め、「兵庫県農業会議及び」を削り、同欄40中「第17条の2第4項」を「第17条の27第4項」に改め、同部消費流通課の項局長専決事項の欄24中「第28条第1号」を「第29条第1号」に改め、同欄25中「第26条第1項又は第28条第5号」を「第27条第1項又は第29条第5号」に改め、同部農地整備課の項局長専決事項の欄7中「第87条第7項（）」を「第87条第8項（同法）」に、「異議申立てを決定する」を「審査請求について裁決する」に改め、同欄10中「第87条第7項」を「同法第87条第8項」に、「異議申立てを決定する」を「審査請求について裁決する」に改め、同部水大気課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
- 74 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第18条第1項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者に対し、技術基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずること。
- 別表第1 農政環境部の部温暖化対策課の項知事決裁事項の欄1中「第20条の3第1項」を「第21条第1項」に改め、同項局長専決事項の欄1中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改め、同欄2中「第24条第4項」を「第38条第4項」に改め、同欄3中「第24条第5項」を「第38条第5項」に改め、同部環境整備課の項知事決裁事項の欄4中「平成13年法律第65号」の右に「。以下「PCB法」という。」を加え、同項局長専決事項の欄中50を52とし、23から49までを25から51までとし、22の次に次のように加える。
- 23 PCB法第13条第1項の規定に基づき、処分等の措置を講ずること。
- 24 PCB法第13条第2項の規定に基づき、処分等の措置に要した費用を保管事業者に負担させること。
- 別表第1 県土整備部の部道路街路課の項局長専決事項の欄7中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同部道路保全課の項知事決裁事項の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、同部港湾課の項局長専決事項の欄6中「第37条の3第1項」を「第37条の11第1項」に改める。
- 第2条 決裁規程の一部を次のように改正する。
- 別表第1 健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄13中「第55条第6項」の右に「(同法第70条の15において準用する場合を含む。)」を、「医療法人」の右に「又は地域医療連携推進法人」を加え、同欄16を次のように改める。
- 16 医療法第64条第1項（同法第70条の20において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法人（主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在するもの、病院又は介護老人保健施設を開設するもの及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものに限る。）又は地域医療連携推進法人に必要な措置を命ずること。
- 別表第1 健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄17中「第64条第2項」の右に「(同法第70条の20において準用する場合を含む。)」を、「医療法人」の右に「又は地域医療連携推進法人」を加え、同欄中73を78とし、20から72までを25から77までとし、19の次に次のように加える。
- 20 医療法第70条の3第1項の規定に基づき、地域医療連携推進法人を認定すること。
- 21 医療法第70条の8第3項の規定に基づき、地域医療連携推進法人が開設しようとする病院等が医療連携

推進業務の実施に支障のないことを確認すること。

- 22 医療法第70条の18第1項において準用する同法第54条の9第3項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の定款の変更を認可すること。
- 23 医療法第70条の19第1項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職を認可すること。
- 24 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定に基づき、地域医療連携推進法人の認定を取り消すこと。

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「日日雇用職員」を「日々雇用職員」に改める。

第12条の2中「に規定する副局長」の右に「(副センター長を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

別表第1総務企画室の部総務企画室(阪神北県民局の総務企画室を除く。)の項区分の欄中「(阪神北県民局の総務企画室を除く。)」を削り、同項県民局長委任事項の欄7中「第42条第3項及び第4項」を「第42条第5項及び第6項」に改め、同部阪神北県民局の総務企画室の項を削り、同表県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室(阪神北県民局の総務企画室を除く。)の項県民局長委任事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長委任事項の欄1」に改め、同欄2及び3を次のように改める。

2及び3 削除

別表第1県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

- 33 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第46条第1項の規定に基づき、中小企業者の経営の向上の状況について調査を行うこと。
- 34 中小企業等経営強化法第46条第4項の規定に基づき、経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。
- 35 中小企業等経営強化法第47条第1項の規定に基づき、経営革新のための事業を行う者に対し、承認経営革新計画の実施状況について報告を求めること。
- 36 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること(主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。37から58までにおいて同じ。)
- 37 中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の規定に基づき、事業者と事業協同組合又は事業協同小組合との団体協約の締結に関し、あっせん又は調停を行うこと。
- 38 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項の規定に基づき、団体協約の締結に関するあっせん又は調停について、兵庫県中小企業調停審議会に諮問すること。
- 39 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。
- 40 中小企業等協同組合法第31条の規定に基づき、協同組合連合会の成立の届出を受理すること。
- 41 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合(以下「協同組合等」という。)の役員の変更の届出を受理すること。
- 42 中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条の規定に基づき、協同組合等の役員の改選に係る総会の招集を承認すること。
- 43 中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協同組合等の臨時総会の招集を承認すること。
- 44 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。
- 45 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。
- 46 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。
- 47 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協同組合等の解散の届出を受理すること。
- 48 中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 49 中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 50 中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協同組合等の決算関係書類を受理すること。
- 51 中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協同組合等から必要な報告を徴す

- ること。
- 52 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 53 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 54 中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 55 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。
- 56 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。
- 57 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協同組合等に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 58 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合からの届出を受理すること。
- 59 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の22の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受理すること（主たる事務所を所管区域内に置く協業組合（国の行政庁が所管するものを除く。）に係るものに限る。60から70まで及び県民局長専決事項の欄28から34までにおいて同じ。）。
- 60 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、協業組合の役員の変更の届出を受理すること。
- 61 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協業組合の臨時総会の招集を承認すること。
- 62 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協業組合の解散の届出を受理すること。
- 63 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 64 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 65 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協業組合の決算関係書類を受理すること。
- 66 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴すること。
- 67 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴し、又は協業組合の業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 68 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協業組合に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 69 中小企業団体組織法第95条第7項の規定に基づき、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更の届出を受理すること。
- 70 中小企業団体組織法第100条の14の規定に基づき、事業協同組合、企業組合又は協業組合の株式会社への組織変更の届出を受理すること。
- 71 貸金業法（昭和58年法律第32号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 72 貸金業法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 73 貸金業法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理し、及びその変更登録をすること。
- 74 貸金業法第9条の規定に基づき、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 75 貸金業法第10条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 76 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。
- 77 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運

- 営の改善に必要な措置を命ずること。
- 78 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - 79 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。
 - 80 貸金業法第24条の6の5第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、及びその旨を通知すること。
 - 81 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づき、所在不明の貸金業者等についてその公告をし、及びその登録を取り消すこと。
 - 82 貸金業法第24条の6の7の規定に基づき、貸金業者の登録を抹消すること。
 - 83 貸金業法第24条の6の8の規定に基づき、貸金業者の業務の全部若しくは一部の停止、又は貸金業者の登録の取消しをした旨の公告をすること。
 - 84 貸金業法第24条の6の9の規定に基づき、貸金業に係る事業報告書を受理すること。
 - 85 貸金業法第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸金業者等に対して、業務等に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は営業所等に立ち入らせ、業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。
 - 86 貸金業法第24条の6の12第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。
 - 87 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。
 - 88 貸金業法第24条の6の12第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。
 - 89 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。
 - 90 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第4項の規定に基づき、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めること。
 - 91 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場の設置の届出（建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上又は敷地面積が9,000平方メートル以上のものを除く。）を受理すること。
 - 92 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。
 - 93 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。
 - 94 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。
 - 95 商店街振興組合法第81条第2項の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
 - 96 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。
 - 97 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。
 - 98 商店街振興組合法第84条の規定に基づき、組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。
 - 99 商店街振興組合法第85条の規定に基づき、組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。
 - 100 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。75において同じ。）に対して表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
 - 101 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づき、品質の表示についての措置要求の申出につき必要な調査をし、及び必要な措置をとること。
 - 102 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定に基づき、販売業者から必要な報告を徴すること。
 - 103 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第37条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の成立の届出を受理すること。
 - 104 職業能力開発促進法第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。
 - 105 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の事業計画等の届出、登記事項変更の届出並びに監事就任及び異動の届出を受理すること。
 - 106 職業能力開発促進法第39条の2第2項の規定に基づき、職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査すること。
 - 107 職業能力開発促進法第40条第4項の規定に基づき、職業訓練法人の解散の届出を受理すること。

- 108 職業能力開発促進法第41条の6の規定に基づき、職業訓練法人の清算中に就職した清算人の登記の届出を受理すること。
- 109 職業能力開発促進法第42条の3の規定に基づき、職業訓練法人の清算終了の届出を受理すること。
- 110 職業能力開発促進法第98条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項について報告を求めること。
- 111 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第33条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項の変更の届出を受理すること。
- 112 職業能力開発促進法施行規則第34条に基づき、認定職業訓練の廃止届を受理すること。
- 113 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。
- 114 職業能力開発促進法施行規則第36条の規定に基づき、認定職業訓練実施状況報告書を受領すること。
- 115 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第79条の規定に基づき、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること。
- 116 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第124条及び第132条の規定に基づき、生涯能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金を支給すること。
- 117 観光振興施策の推進について、関係機関と調整すること。
- 118 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第12条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の改善等を講ずべきことを指示すること。
- 119 国際観光ホテル整備法第13条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の管理の方法の改善等を講ずべきことを指示すること。
- 120 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。
- 121 国際観光ホテル整備法第44条第3項の規定に基づき、国際観光ホテル及び旅館の立入検査を行うこと。
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2を次のように改める。
 - 2 削除
別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄12中「10から12まで」を「3から5まで」に改め、同欄に次のように加える。
- 13 中小企業等経営強化法第8条第3項の規定に基づき、経営革新計画の承認をすること。
- 14 中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づき、承認経営革新計画の変更の承認をすること。
- 15 中小企業等経営強化法第9条第2項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。
- 16 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可をすること。
- 17 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可を取り消すこと。
- 18 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は協同組合連合会の共済規程を認可すること。
- 19 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止を認可すること。
- 20 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、協同組合等の設立を認可すること。
- 21 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協同組合等の定款の変更を認可すること。
- 22 中小企業等協同組合法第57条の3第3項の規定に基づき、協同組合連合会の事業等の譲渡又は譲受けを認可すること。
- 23 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。
- 24 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づき、責任共済等の事業等を行う協同組合等の解散の決議を認可すること。
- 25 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協同組合等の合併を認可すること。
- 26 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協同組合等の解散の登記を嘱託すること。

- 27 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協同組合等に対し、解散を命ずること。
 - 28 中小企業団体組織法第5条の7第2項の規定に基づき、協業組合の事業の転換を認可すること。
 - 29 中小企業団体組織法第5条の17第1項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。
 - 30 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協業組合の定款の変更を認可すること。
 - 31 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協業組合の合併を認可すること。
 - 32 中小企業団体組織法第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協業組合の解散の登記を嘱託すること。
 - 33 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合に対し、解散を命ずること。
 - 34 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
 - 35 工業立地適正化条例第11条の規定に基づき、工場の設置に関して必要な事項について、助言し、又は勧告すること。
 - 36 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき、商店街整備計画を認定すること。
 - 37 中小小売商業振興法第4条第2項の規定に基づき、店舗集団化計画を認定すること。
 - 38 中小小売商業振興法第4条第3項の規定に基づき、共同店舗等整備計画を認定すること。
 - 39 中小小売商業振興法第4条第6項の規定に基づき、商店街整備等支援計画を認定すること。
 - 40 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、認定計画の変更を認定し、又は認定を取り消すこと。
 - 41 商店街振興組合法第36条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
 - 42 商店街振興組合法第62条第2項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。
 - 43 商店街振興組合法第73条第3項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
 - 44 商店街振興組合法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、組合に解散を命ずること。
 - 45 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第24条の規定に基づき、指定物資の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集を行うこと。
 - 46 職業能力開発促進法第24条第1項又は第3項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業訓練について認定し、又は取り消すこと。
 - 47 職業能力開発促進法第24条第2項の規定に基づき、都道府県労働局長の意見を聴くこと。
 - 48 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。
 - 49 職業能力開発促進法第39条第1項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
 - 50 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の基本財産の処分を承認すること。
 - 51 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。
 - 52 職業能力開発促進法第41条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。
 - 53 職業能力開発促進法第42条第2項又は第3項の規定に基づき、職業訓練法人の残余財産の処分を認可すること。
 - 54 職業能力開発促進法施行規則第32条の規定に基づき、職業訓練の認定又は認定の取消しをした旨を都道府県労働局長に通知すること。
 - 55 職業能力開発促進法施行規則第35条第1項の規定に基づき、職業能力開発校等の設置を承認すること。
 - 56 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項の規定に基づき、技能照査が的確に行われたものである旨の証明を行うこと。
- 別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長委任事項の欄1」に改め、同欄2を削り、同欄3中「9まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄3を同欄2とし、同欄に次のように加える。
- 3 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第57条の規定に基づき、商工会議所の収支決算、事業の状況等の報告を受理すること。

- 4 商工会議所法第58条第1項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させること。
- 5 商工会議所法第59条第1項の規定に基づき、商工会議所に対して警告を発し、又は業務の一部を停止させること。
- 6 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第22条第1項の規定に基づき、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の基盤施設事業の実施状況について報告を求めること。
- 7 計量法（平成4年法律第51号）第10条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じている場合に、取引又は証明における計量をする者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 8 計量法第148条第1項の規定に基づき、取引若しくは証明における計量をする者の工場等の事務所等に立ち入り、計量器等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 9 計量法第149条第1項の規定に基づき、計量器の提出を命ずること。
- 10 計量法第151条第1項の規定に基づき、特定計量器の検定証印等を除去すること。
- 11 計量法第153条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。
- 12 計量法第154条第1項の規定に基づき、立入検査によらず検定証印等を除去すること。
- 13 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと（火薬5,000キログラム以下、爆薬5,000キログラム以下、工業雷管50万個以下、電気雷管50万個以下、信号雷管12万個以下、銃用雷管500万個以下、実包及び空包100万個以下、銃用雷管付薬^{きょう}莖200万個以下、導爆線25キロメートル以下、導火線25キロメートル以下、煙火並びにその他の火工品にあっては、その原料となる火薬又は爆薬の薬量が500キログラム以下のものに限る。14から27まで、29から31まで及び33から35までにおいて同じ。）。
- 14 火薬類取締法第25条第1項又は第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。
- 15 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。
- 16 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 17 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 18 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験の実施結果の報告を受理すること。
- 19 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。
- 20 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関して報告をさせること（火薬庫外の貯蔵所に限る。）。
- 21 火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（火薬庫外の貯蔵所に限る。）、消費場所又は保管場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせ、又は試験のため火薬類を収去させること。
- 22 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。
- 23 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。
- 24 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合に指示をすること。
- 25 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の意見を聴くこと。
- 26 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、兵庫県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。
- 27 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。
- 28 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を指示すること。
- 29 火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定を取り消すこと。
- 30 火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された者からの指定の取消しの申請を受理すること。
- 31 火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定に基づき消費の許可申請書又は火薬類消費計画書の

記載事項の変更の届出を受理し、同表12の項の規定に基づき消費した火薬類の種類及び数量等の報告を受理し、及び同表15の項の規定に基づき相続等の届出を受理すること。

- 32 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）第10条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を検査すること。
- 33 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の規定に基づき、火薬類取扱所設置の届出を受理すること。
- 34 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の2の規定に基づき、火工所設置の届出を受理すること。
- 35 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第19条の規定に基づき、坑道式発破の届出を受理すること。
- 36 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項の規定に基づき、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを許可すること。
- 37 工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸のストレーナーの位置等の変更を許可すること。
- 38 工業用水法第8条第1項の規定に基づき、許可に条件を付すこと。
- 39 工業用水法第9条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 40 工業用水法第10条第3項の規定に基づき、使用者の地位の承継の届出を受理すること。
- 41 工業用水法第11条の規定に基づき、許可井戸の廃止等の届出を受理すること。
- 42 工業用水法第13条の規定に基づき、許可を取り消し、又は地下水の採取等の停止を命ずること。
- 43 工業用水法第14条の規定に基づき、許可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずること。
- 44 工業用水法第22条第1項及び第2項の規定に基づき、職員を他人の土地に立ち入らせ、及びその旨を土地の占有者に通知すること。
- 45 工業用水法第24条の規定に基づき、許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせること。
- 46 工業用水法第25条第1項の規定に基づき、許可井戸の設置の場所等への立入検査をさせること。
- 47 工業用水法第26条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2を削り、同欄3中「神戸県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄3を同欄2とし、同欄に次のように加える。

- 3 商工会議所法第7条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、特定商工業者について商工会議所が定める税額又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。
- 4 商工会議所法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、商工会議所の法定台帳の作成期間を延長し、及びその旨を通知すること。
- 5 商工会議所法第46条第5項の規定に基づき、商工会議所の定款の変更の届出を受理すること。
- 6 商工会議所法第59条第4項の規定に基づき、商工会議所の業務の一部の停止について、日本商工会議所の意見を聴くこと。
- 7 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第2項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、若しくは職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させ、又は商工会議所に対して警告を発し、若しくは業務の一部を停止させた結果を経済産業大臣に報告すること。
- 8 小規模事業者支援法第7条第1項の規定に基づき、商工会等の基盤施設計画の認定をすること。
- 9 小規模事業者支援法第8条第1項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
- 10 小規模事業者支援法第8条第2項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 11 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第3条の規定に基づき、特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査を行うこと。
- 12 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第2項の規定に基づき、標準価格又は販売価格を表示すべきことを指示すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄1の次に次のように加える。

1の2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から47までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の

欄155中「第8条」を「第8条第1項（PCB法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、」の右に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」を、「状況」の右に「又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込み」を加え、同欄156中「第9条」の右に「（PCB法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）」を、「基づき、」の右に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」を、「状況」の右に「又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込み」を加え、同欄156の次に次のように加える。

156の2 PCB法第10条第2項（PCB法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出を受理すること。

156の3 PCB法第10条第3項第2号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の特例処分の届出を受理すること。

156の4 PCB法第10条第4項（PCB法第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の特例処分の変更の届出を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄157中「第14条」を「第11条（PCB法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき」の右に「、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」の右に「又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」を加え、同欄158中「第16条」を「第12条（PCB法第15条において準用する場合を含む。）」に改め、「基づき、」の右に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は」を加え、同欄158の次に次のように加える。

158の2 PCB法第18条第2項第2号の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の特例処分の届出を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄159中「第17条」を「第24条（PCB法第19条において準用する場合を含む。）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の右に「又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」を加え、「受理する」を「求める」に改め、同欄160中「第18条」を「第25条第1項（PCB法第19条において準用する場合を含む。）」に、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業者等」を「保管事業者等又は関係者」に改め、同欄160の次に次のように加える。

160の2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号。以下「PCB規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出を受理すること。

160の3 PCB規則第11条の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出を受理すること。

160の4 PCB規則第21条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出を受理すること。

160の5 PCB規則第28条の規定に基づき、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出を受理すること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

306 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）第30条第2項の規定に基づき、特定特殊自動車使用者の工場等に立入検査をさせ、又は関係者に質問させること。

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄1中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄1の次に次のように加える。

1の2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1及び2を削り、同欄3中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄3を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部東播磨県民局の地域振興室及び西播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄4中「305まで」を「306まで」に改め、同欄4を同欄3とし、同項県民局

長専決事項の欄1を削り、同欄2中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1を削り、同欄2中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部北播磨県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄3中「305まで」を「306まで」に改め、同項県民局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部中播磨県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長委任事項の欄1」に改め、同欄2及び3を削り、同欄4中「11まで」を「9まで及び33から121まで」に改め、同欄4を同欄2とし、同欄に次のように加える。

3 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部中播磨県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2を削り、同欄3中「神戸センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄3を同欄2とし、同欄に次のように加える。

3 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄1を削り、同欄2中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部但馬県民局の地域政策室の項県民局長委任事項の欄3中「305まで」を「306まで」に改め、同項県民局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長委任事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長委任事項の欄1」に改め、同欄2を削り、同欄3中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄3を同欄2とし、同欄2の次に次のように加える。

3 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部丹波県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄4中「305まで」を「306まで」に改め、同項県民局長専決事項の欄1中「総務企画室の部総務企画室（阪神北県民局の総務企画室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1」を「総務企画室の部総務企画室の項県民局長専決事項の欄1」に改め、同欄2を削り、同欄3中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄3を同欄2とし、同欄2の次に次のように加える。

3 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部淡路県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄1及び2を削り、同欄3中「30まで」の右に「及び33から121まで」を加え、同欄3を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄3から35までに掲げる事項

別表第1 県民交流室、地域振興室及び地域政策室の部淡路県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄4中「305まで」を「306まで」に改め、同欄4を同欄3とし、同項県民局長専決事項の欄1を削り、同欄2中「11まで」の右に「及び13から56まで」を加え、同欄2を同欄1とし、同欄1の次に次のように加える。

2 阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄3から12までに掲げる事項

別表第1 健康福祉事務所び但馬長寿の郷きょうの部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄65中「支払を命ず

る」を「徴収を嘱託する」に改め、同欄66中「第56条第8項」を「第56条第4項」に改め、「基づき、」の右に「本人若しくはその扶養義務者に対し、報告を求め、又は」を加え、同欄90中「エックス線」を「エックス線」に改め、同欄100を次のように改める。

100 削除

別表第1健康福祉事務所び但馬長寿の郷^{きと}の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄101中「医療法人」の右に「(主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在するもの、病院又は介護老人保健施設を開設するもの及び他の都道府県において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設するものを除く。102から107まで、111及び112において同じ。)」を加え、同欄102の2中「第46条の6第1項」を「第46条の6第1項ただし書」に改め、同欄211の8及び211の9中「浴場業の許可手続等を定める規則」を「公衆浴場規則」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄2中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改め、同欄2の次に次のように加える。

2の2 社会福祉法第55条の2第1項、第55条の3第1項又は第55条の4の規定に基づき、社会福祉法人(主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター又は老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、身体障害者福祉法若しくは生活保護法に規定する事業を経営する法人及び市町社会福祉協議会である法人に限る。))であってその行う事業が当該県民局の所管区域を越えないものに限る。3及び4において同じ。)に対し、社会福祉充実計画を承認し、社会福祉充実計画の変更を承認し、又は社会福祉充実計画の終了を承認すること。

別表第1健康福祉事務所び但馬長寿の郷^{きと}の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄3中「(主たる事務所が県民局の所管区域内にある法人(乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設若しくは児童発達支援センター又は老人福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)、身体障害者福祉法若しくは生活保護法に規定する事業を経営する法人及び市町社会福祉協議会である法人に限る。))であってその行う事業が当該県民局の所管区域を越えないものに限る。4において同じ。)」を削り、同欄4中「第56条第2項」を「第56条第4項から第6項まで」に改め、「旨を」の右に「勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置を採るべき旨を」を加え、同欄24中「第29条第7項」を「第29条第9項」に改め、同欄25中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同欄54中「第102条」を「第102条第1項」に改め、同欄84中「第46条第1項」を「第46条」に改め、同欄85中「及び第4項」を削り、同欄86中「及び第2項」を「から第4項まで」に、「勧告する」を「勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずる」に改め、同欄87中「又は指定相談支援事業者」を削り、同欄87の12中「第51条の28第1項」の右に「、第3項又は第4項」を加え、「勧告する」を「勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずる」に改め、同欄112中「第6号の3」を「第6号の2」に改め、同表農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄53中「第34条の2第1項」の右に「及び第34条の3第1項」を、「基づき、」の右に「択伐又は」を加え、同欄54中「第34条の2第2項」の右に「及び第34条の3第2項」を、「基づき、」の右に「択伐又は」を加え、同欄65の次に次のように加える。

65の2 森林組合法第10条第4項の規定に基づき、信託規程の軽微な事項に係る変更の届出を受理すること。

65の3 森林組合法第19条第4項の規定に基づき、共済規程の軽微な事項に係る変更の届出を受理すること。

65の4 森林組合法第24条第4項の規定に基づき、林地処分事業実施規程の軽微な事項に係る変更の届出を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄中66の2を66の4とし、66の次に次のように加える。

66の2 森林組合法第26条の3第4項の規定に基づき、森林経営規程の軽微な事項に係る変更の届出を受理すること。

66の3 森林組合法第61条第4項の規定に基づき、定款の軽微な事項に係る変更の届出を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄70中「第22条の8第1項及び第22条の11第1項」を「第60条第1項第5号から第9号まで若

しくは第63条第1項第3号若しくは第4号)に、「立木」を「立木」に改め、「又は」の右に「同令第60条第1項第10号若しくは第63条第1項第5号の規定に基づき」を加え、同欄70の2中「第11条」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄70の3中「第12条第1項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄70の4中「第12条第2項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄70の5中「第12条第3項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄70の6中「第12条第4項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄70の7中「第12条第5項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄70の8中「第12条の2第1項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄70の9中「第12条の2第2項」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄70の10中「第12条の3」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄70の11中「第12条の4」の右に「(同規則第15条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、「森林組合の」を削り、同欄74を次のように改める。

74 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄83の次に次のように加える。

83の2 森林組合法第26条の3第1項及び第3項の規定に基づき、森林経営規程の制定、変更又は廃止を承認すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄84の4の次に次のように加える。

84の5 森林組合法第100条の8第1項、第100条の16第1項及び第100条の22第1項の規定に基づき、生産森林組合の組織変更を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部姫路農林水産振興事務所及び洲本農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

25 災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、道路の区間を指定して、車両等の占有者等に対し、必要な措置をとることを命ずること。

26 災害対策基本法第76条の6第3項の規定に基づき、自ら必要な措置をとること。

27 災害対策基本法第76条の6第4項の規定に基づき、他人の土地を一時使用し、又は障害物を処分すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄2中「24まで」を「27まで」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄42の次に次のように加える。

42の2 道路法第44条の2第1項の規定に基づき、違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄65の3中「緊急車両の通行を確保するため、」を「自ら」に改め、同欄65の5中「第76条の7」を「第76条の7第1項」に改め、同欄中120の4を120の5とし、120の3を120の4とし、120の2の次に次のように加える。

120の3 河川法第58条の8第3項の規定に基づき、河川協力団体の名称等の変更の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄175の5の次に次のように加える。

175の6 港湾法第41条の2第1項の規定に基づき、港湾協力団体の指定をすること。

175の7 港湾法第41条の2第3項の規定に基づき、港湾協力団体の名称等の変更の届出を受理すること。

175の8 港湾法第41条の4第1項から第3項までの規定に基づき、港湾協力団体に対し、報告を求め、若しくは必要な措置を命じ、又は港湾協力団体の指定を取り消すこと。

175の9 港湾法第41条の6の規定に基づき、港湾協力団体が業務として行う行為について港湾区域内水域等の占用等の協議に応ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄177の次に次のように加える。

177の2 港湾法第45条の4の規定に基づき、特定港湾情報提供施設所有者等と特定港湾情報提供施設協定を締結すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中215の11を215の12とし、215の10を215の11とし、215の9を215の10とし、215の8の次に次のように加える。

215の9 海岸法第23条の3第3項の規定に基づき、海岸協力団体の名称等の変更の届出を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄323の3中「第13条の2」を「第13条の4」に改め、同欄323の3を同欄323の4とし、同欄323の2の次に次のように加える。

323の3 水防法第13条の3の規定に基づき、水防管理者及び量水標管理者に通知すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄に次のように加える。

622 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をすること。

623 長期優良住宅法第6条第3項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を建築主事に通知すること。

624 長期優良住宅法第7条（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定をした旨を通知すること。

625 長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定をすること。

626 長期優良住宅法第10条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継を承認すること。

627 長期優良住宅法第12条の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めること。

628 長期優良住宅法第13条の規定に基づき、改善に必要な措置を命ずること。

629 長期優良住宅法第14条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を取り消すこと。

630 長期優良住宅法第14条第2項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を取り消した旨を通知すること。

631 長期優良住宅法第15条の規定に基づき、認定長期優良住宅の建築及び維持保全に関し必要な助言及び指導を行うこと。

632 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第13条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継を承認した旨を通知すること。

633 長期優良住宅法の施行に係る長期優良住宅の諸証明をすること。

634 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、長期優良住宅法に関する手数料について、その全部又は一部を免除すること。

635 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化法」という。）第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定をすること。

636 都市低炭素化法第54条第3項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知すること。

637 都市低炭素化法第55条第1項の規定に基づき、低炭素建築物新築棟計画の変更の認定をすること。

638 都市低炭素化法第56条の規定に基づき、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について報告を求めること。

639 都市低炭素化法第57条の規定に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

640 都市低炭素化法第58条の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を取り消すこと。

641 都市低炭素化法第59条の規定に基づき、低炭素建築物の新築等に関し必要な助言及び指導を行うこと。

642 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化法施行規則」という。）第43条第1項（同令第46条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定をした旨を通知すること。

643 都市低炭素化法施行規則第46条の2に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付をすること。

644 都市低炭素化法の施行に係る低炭素建築物の諸証明をすること。

645 使用料及び手数料徴収条例第3条の規定に基づき、都市低炭素化法に関する手数料（低炭素建築物新築等計画に係るものに限る。）について、その全部又は一部を免除すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄

5の次に次のように加える。

5の2 道路法第37条第1項の規定に基づき、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部尼崎港管理事務所の項県民局長委任事項の欄1中「15まで」の右に「、65の2から65の5まで」を加え、「324から」を「323の2から」に改め、同部姫路港管理事務所の項県民局長委任事項の欄1中「324から」を「323の2から」に改める。

別表第2 県立大学附属高等学校長の項及び県立大学附属中学校長の項を削り、同表県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄5及び6を次のように改める。

5 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第7条第1項の規定に基づき、事業者に対し、行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずること。

6 景品表示法第7条第2項の規定に基づき、事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めること。

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄7中「第9条第1項」を「第29条第1項」に改め、同欄44及び46中「第27条又は第28条第1号」を「第28条又は第29条第1号」に、「うえて」を「上で」に改め、同欄48中「第28条第2号」を「第29条第2号」に改め、同欄55中「第26条第1項又は第28条第5号」を「第27条第1項又は第29条第5号」に改め、同欄56中「第28条第3号」を「第29条第3号」に改め、同表児童相談所長の項委任事項の欄2中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同欄9中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同欄10中「第33条第2項」の右に「、第7項又は第9項」を、「、児童」の右に「又は保護延長者」を加え、「加え、」を「行い、」に、「加える」を「行う」に改め、同欄12中「及び第3項」を削り、同欄12の2中「第56条第9項」を「第56条第4項」に改め、「基づき、」の右に「児童の扶養義務者等に報告を求め、又は」を加え、同欄24中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同欄に次のように加える。

25 児童虐待の防止等に関する法律第13条第2項の規定に基づき、保護者に必要な助言を行うこと。

26 児童虐待の防止等に関する法律第13条第3項の規定に基づき、同条第2項の助言に係る事務を厚生労働省令で定める者に委託すること。

27 児童虐待の防止等に関する法律第13条の2の規定に基づき、児童の安全の確認を行うとともに、保護者の相談に応じ、必要な支援を行うこと。

別表第2 県立ものづくり大学校長、県立但馬技術大学校長及び県立神戸高等技術専門学院長の項委任事項の欄1中「授業料」の右に「、入校料若しくは入校審査料」を加え、同表県立農林水産技術総合センター所長の項専決事項の欄中3及び4を削り、5を3とし、6を4とし、7を5とし、同項の次に次のように加える。

<p>県立森林大学 校長</p>	<p>1 県立森林大学校の非常勤講師を任免すること。</p> <p>2 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例（平成28年兵庫県条例第24号）第5条第3項の規定に基づき、研修の受講の許可を行うこと。</p> <p>3 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、授業料、入学科及び入学考査料の返還を認めること。</p> <p>4 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、授業料、入学科及び入学考査料の全部又は一部を免除すること。</p> <p>5 兵庫県立森林大学校の設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき、研修の受講の許可を取り消すこと。</p> <p>6 兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）第18条第2項の規定に基づき、研修の実施に関して必要な事項を定める</p>	
----------------------	--	--

こと。

別表第2 県立淡路景観園芸学校長の項委任事項の欄中3を削り、4を3とし、5を削り、6を4とし、7を削り、8を5とする。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同月2日から施行する。



兵庫県訓令2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策創生部長」の右に「、福祉部長」を加え、同条第3号中「本庁の局長」の右に「(知事室長を含む。以下同じ。)」を加え、「、知事室長、ビジョン局長、地域創生局長、県民生活局長、女性青少年局長、科学情報局長、政策調整局長」、「、福祉監、医監」及び「、秘書課長、広報課長、芸術文化課長、ビジョン課長、統計課長、地域創生課長、地域振興課長、特区推進課長、県民生活課長、消費生活課長、地域安全課長、男女家庭課長、青少年課長、科学振興課長、情報企画課長、政策調整課長、広域調整課長、水エネルギー課長」を削り、同条第4号中「第13号」を「第12号」に改め、同条第8号中「副局長」の右に「、県民センターの副センター長」を加える。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事室長印の款中「企画県民部秘書課長」を「企画県民部知事室秘書課長」に、同表工事検査室長印の款中「工事検査室長」を「出納局工事検査室長」に改める。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2 企業部会の項中

「企業庁総務課長」

を

「企業庁参事(誘致担当)

企業庁総務課長

」

に、「企業庁立地推進課長」を「企業庁企業誘致課長」に、

「企業庁地域整備課長

企業庁地域整備課臨海整備参事」

を

「企業庁地域整備振興課長

企業庁地域整備振興課新産業団地整備参事」

に改め、同表神戸県民センター部会の項中「神戸県民センター県民交流室長」を「神戸県民センター副センター長」に改め、同表阪神南県民センター部会の項中「阪神南県民センター県民交流室長」を「阪神南県民センター副センター長」に改め、同表中播磨県民センター部会の項中「中播磨県民センター県民交流室長」を「中播磨県民センター副センター長」に改める。

別表第3 企業部会の款阪神・淡路臨海建設分科会の項を削り、同款情報公園都市建設分科会の項を次のように改める。

北播磨・臨海建設分科会

北播磨・臨海建設事務所

別表第3病院部会の款光風病院分科会の項を次のように改める。

ひょうごこころの医療センター分科会

県立ひょうごこころの医療センター

(出納局決裁規程の一部改正)

第4条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「福祉監、医監」を削り、「又は局」の右に「(知事室を含む。以下同じ。)」を加える。

(執務環境規程の一部改正)

第5条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条第1項中「企画県民部情報企画課システム管理室長」を「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第6条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「(行政組織規則第75条第2項に規定する課にあっては、県民局長)」を削る。

(情報管理規程の一部改正)

第7条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「ビジョン局長、地域創生局長、県民生活局長、女性青少年局長、科学情報局長、政策調整局長」を削る。

第5条第1項中「企画県民部情報企画課システム管理室」を「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室」に改める。

第6条中「企画県民部情報企画課システム管理室長」を「企画県民部科学情報局情報企画課システム管理室長」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第8条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部芸術文化課長

企画県民部ビジョン課長

企画県民部統計課長

企画県民部県民生活課長

企画県民部消費生活課長

企画県民部地域安全課長

企画県民部地域安全課交通安全室長

企画県民部男女家庭課長

企画県民部青少年課長」

を

「企画県民部知事室芸術文化課長

企画県民部ビジョン局ビジョン課長

企画県民部ビジョン局統計課長

企画県民部県民生活局県民生活課長

企画県民部県民生活局消費生活課長

企画県民部県民生活局地域安全課長

企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長

企画県民部女性青少年局男女家庭課長

企画県民部女性青少年局青少年課長」

に、

「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長

健康福祉部こども局こども政策課長

健康福祉部こども局児童課長」

を

「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長
健康福祉部少子高齢局こども政策課長
健康福祉部少子高齢局児童課長」

に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中

「企画県民部消費生活課長
企画県民部地域安全課長
企画県民部地域安全課交通安全室長
企画県民部男女家庭課長
企画県民部青少年課長」

を

「企画県民部県民生活局消費生活課長
企画県民部県民生活局地域安全課長
企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長
企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長」

に、

「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長
健康福祉部こども局こども政策課長
健康福祉部こども局児童課長
健康福祉部健康局薬務課長
産業労働部産業振興局工業振興課長」

を

「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長
健康福祉部少子高齢局こども政策課長
健康福祉部少子高齢局児童課長
健康福祉部障害福祉局障害福祉課長
健康福祉部健康局薬務課長」

に改め、同表交通安全対策会議の項中

「企画県民部広報課長
企画県民部県民生活課長
企画県民部地域安全課交通安全室長
企画県民部青少年課長」

を

「企画県民部知事室広報課長
企画県民部県民生活局県民生活課長
企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長
企画県民部女性青少年局青少年課長」

に、「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長」を「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」に、「県土整備部土木局道路企画課高速道路室長」を「県土整備部土木局道路企画課高速道路推進室長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部広報課長
企画県民部芸術文化課長
企画県民部県民生活課長
企画県民部地域安全課長
企画県民部男女家庭課長
企画県民部青少年課長」

を

「企画県民部知事室広報課長
企画県民部知事室芸術文化課長

企画県民部県民生活局県民生活課長
企画県民部県民生活局消費生活課長
企画県民部県民生活局地域安全課長
企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長」

に、

「健康福祉部こども局こども政策課長
健康福祉部こども局児童課長」

を

「健康福祉部少子高齢局こども政策課長
健康福祉部少子高齢局児童課長」

に改め、同表防災会議の項中

「企画県民部災害対策局災害対策課長
企画県民部災害対策局災害対策課防災情報室長」

を

「企画県民部災害対策局災害対策課長」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項及び国民保護協議会の項中「企画県民部広報課長」を「企画県民部知事室広報課長」に改め、同表障害福祉審議会の項中

「企画県民部広報課長
企画県民部地域安全課交通安全室長」

を

「企画県民部知事室広報課長
企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長」

に、

「健康福祉部高齢社会局高齢対策課長
健康福祉部障害福祉局障害者支援課長
健康福祉部こども局児童課長」

を

「健康福祉部少子高齢局高齢対策課長
健康福祉部少子高齢局児童課長
健康福祉部障害福祉局障害者支援課長」

に改め、同表環境審議会の項中

「企画県民部ビジョン課長
企画県民部県民生活課長
企画県民部水エネルギー課長」

を

「企画県民部ビジョン局ビジョン課長
企画県民部ビジョン局水エネルギー課長
企画県民部県民生活局県民生活課長」

に、「県土整備部土木局道路企画課高速道路室長」を「県土整備部土木局道路企画課高速道路推進室長」に改め、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中

「産業労働部産業振興局工業振興課長
産業労働部産業振興局新産業課産業立地室長
農政環境部環境管理局水大気課長」

を

「産業労働部産業振興局経営商業課長
農政環境部環境管理局水大気課長
県土整備部県土企画局交通政策課長」

に、「県土整備部土木局道路企画課高速道路室長」を「県土整備部土木局道路企画課高速道路推進室長」に改め、同表農林水産政策審議会の項中

「農政環境部農林水産局漁港課長」
を
「農政環境部農林水産局漁港課長
農政環境部環境創造局鳥獣対策課長」
に改め、同表景観審議会の項中
「企画県民部ビジョン課長
企画県民部地域振興課長」

を
「企画県民部ビジョン局ビジョン課長
企画県民部地域創生局地域振興課長」
に改め、同表住宅審議会の項中
「企画県民部ビジョン課長
企画県民部県民生活課長
健康福祉部高齢社会局高齢対策課長」

を
「企画県民部ビジョン局ビジョン課長
企画県民部県民生活局県民生活課長
健康福祉部少子高齢局高齢対策課長」

に改める。

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第9条 副知事の担当事務に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項中

「企画県民部
政策調整課、広域調整課」

を

「企画県民部
政策調整局」

に改め、同表2の項中

「
企画県民部
ビジョン課、統計課、地域創生課、地域振興課、特区推進課、県民生活課、
消費生活課、地域安全課、男女家庭課、青少年課、科学振興課、情報企画
課
」

を

「
企画県民部
ビジョン局
地域創生局
県民生活局
女性青少年局
科学情報局
」

に改め、同表3の項中

「企画県民部
秘書課、広報課、芸術文化課、水エネルギー課」

を

「企画県民部
知事室」

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第400号の2

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第2 地域普及所の款を削る。

第2条 平成9年兵庫県告示第443号（口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定）の一部を次のように改正する。

本則の表農業大学校一般入学試験の項の次に次のように加える。

森林大学校一般入学試験	筆記試験の科目別 得点及び筆記試験 の総合得点	同上	県立森林大学校
-------------	-------------------------------	----	---------

第3条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表阪神南県民センター西宮土木事務所参事の項中「阪神・淡路臨海建設事務所長」を「北播磨・臨海建設事務所長」に改め、同表北播磨県民局加東土木事務所参事の項中「情報公園都市建設事務所長」を「北播磨・臨海建設事務所長」に改める。

第4条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部部名の款中「局名」を「局名等」に改め、同部企画県民部の款中

「

	秘書課	参事（調整担当）
	統計課	参事（政策統計担当）
	県民生活課	生涯学習参事

」

を

「

知事室	秘書課	参事（調整担当）
	統計課	参事（政策統計担当）

」

に改め、同部健康福祉部の款社会福祉局の項中

「

企画調整参事
法人指導参事

」

を

「

企画調整参事

」

」
に改め、同款健康局の項中

医務課	参事（保健大臣会合担当）
生活衛生課	水道企画参事

を

生活衛生課	水道企画参事
-------	--------

に改め、同部県土整備部の款県土企画局の項中

企画調整参事
収用委員会担当参事

を

収用委員会担当参事

に改め、同款まちづくり局の項中「公園緑地課」を「都市政策課」に、「参事（淡路プロジェクト担当）」を「計画調整参事」に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部神戸県民センターの款中

神戸県税事務所	税込対策参事
---------	--------

を

県民交流室	神戸魅力づくり参事
神戸県税事務所	税込対策参事

に改め、同部阪神北県民局の款県民交流室の項の次に次のように加える。

宝塚健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部北播磨県民局の款加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所の項を削り、同部中播磨県民センターの款県民交流室の項の次に次のように加える。

中播磨健康福祉事務所	健康参事
------------	------

第5条 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

本則の表企画県民部企画財政局総務課出納員の款中「職員会館分任出納員」の右に「又は」を加え、同表東播磨県民局出納員の款中「加古川土木事務所明石鉄道高架対策室分任出納員」を「加古川土木事務所明石街づくり対策室分任出納員」に改め、同表農林水産技術総合センター出納員の款中「農業技術センター作物・経営機械部原種農場分任出納員」を「農業技術センター農産園芸部原種農場分任出納員」に改める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

兵庫県告示第400号の3

昭和39年兵庫県告示第332号の11（かいに指定した出先機関）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

「自治研修所
1 中 県立大学附属高等学校 を「自治研修所」に、
県立大学附属中学校」

「姫路家畜保健衛生所
朝来家畜保健衛生所
淡路家畜保健衛生所
農林水産技術総合センター」

「農林水産技術総合
姫路家畜保健衛生
を 朝来家畜保健衛生
淡路家畜保健衛生
県立森林大学校

センター
所
所 に改める。
所
」

兵庫県告示第400号の4

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表部局における予算の執行事務を所管する課におかれる出納員の項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項中4を5とし、3の次に4として次のように加える。

4 教育委員会事務局財務課の出納員にあつては、前3項に掲げる事務のほか、教育委員会事務局で支出する神戸市立特別支援学校の児童生徒就学奨励費に係る支出負担行為の確認に関すること。

表教育委員会事務局学事課主幹の職にある出納員の項を削除する。

兵庫県告示第400号の5

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表県民局及び県民センター出納員の款県税事務所管理課又は収税管理課分任出納員の項再委任を受けた事務の欄中「収税管理課」を「管理課」に改める。

同表農林水産技術総合センター出納員の款の次に次の款を加える。

考古博物館出納員	考古博物館加西分館分任出納員	考古博物館加西分館における次に掲げる事務 (1) 現金の収納及び保管をすること。 (2) 物品の出納及び保管をすること。 (3) 現金及び物品の記録管理をすること。
----------	----------------	---

兵庫県告示第400号の6

会計管理者の権限に属する事務の一部委任の特例を次のように定め、平成29年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者の権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員及び委任を受けた事務は、会計管理者の権限に属する事務の一部委任（平成19年兵庫県告示第409号の3）に定めるもののほか、次のとおりである。

委任を受けた出納員	委任を受けた事務
企画県民部企画財政局総務課出納員	旧兵庫県立大学附属高等学校及び旧兵庫県立大学附属中学校で所掌する事務に係る次に掲げる事務 1 現金の出納及び保管をすること。 2 支出負担行為の確認をすること。

企業庁告示

兵庫県企業庁告示第1号

昭和44年兵庫県企業局告示第3号（地方公営企業法の規定による兵庫県公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

兵庫県公営企業管理者 石井孝一

1の表中

「
 兵庫県企業資産運用事業
 」

を

「
 兵庫県企業資産運用事業
 兵庫県地域創生整備事業
 」

に改める。

2の表中

「
 兵庫県企業資産運用事業
 」

を

「
 兵庫県企業資産運用事業
 兵庫県地域創生整備事業
 」

に改める。